

# 宇都宮市立国本中央小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

本校では、「いじめはどの児童にも起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

この度、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、第13条※の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 1 いじめの防止等のための基本理念等について

### （1）基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

### （2）いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

#### ① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図る。
- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

## ②いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

## ③いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童の安全確保を図る。
- ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童への背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

## ④家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、その保護する児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

## ⑤関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所など関係機関との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を新設・拡充し、組織的対応の強化を図る。

## 2 学校におけるいじめ防止等の取組について

### (1) 組織的な取組

いじめの問題は、特定の教員が抱え込むことなく、組織的に対応することが重要であることから、いじめ等に係る校内組織を設置する。

なお、いじめの事実確認を行う場合は、本組織を主体とし、必要に応じて関係職員を加えるなどする。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

### ①いじめ等対策委員会

〔構成員〕

校長、副校長、教務主任、養護教諭、児童指導主任、(各学年主任)、教育相談係、  
スクールカウンセラー(地域学校園SC)、スクールカウンセラーマネージャー(SCM)、

## 〔取組内容〕

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案，改善
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と，結果の分析，共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの事実確認
- ・ 指導計画の実施状況の把握と改善

### ②校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

## (2) いじめの防止等の取組

### ①いじめの防止

「いじめはどの児童にも起こりうる」との認識の下，未然防止の取組の充実を図り，いじめの起こらない環境づくりに努める。

#### ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ 中学生の小学校におけるあいさつ運動の実施  
(7月，9月，10月)
- ・ 児童生徒指導強化連絡会(6月，12月)
- ・ 卒業生に関する情報交換会の実施(3月)

#### イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・ いじめ防止スローガンの掲示(各教室)
- ・ いじめゼロリボンの作成・着用
- ・ いじめに関するアンケート調査・教育相談の実施
- ・ 教職員のチェックシートによる確認
- ・ 児童指導だよりによる保護者への啓発
- ・ 県のスローガン募集の呼びかけ
- ・ クラスごとにスローガンを作成し，掲示

#### ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・ 保護者への道徳の授業公開

#### エ 児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・ 児童会を中心とした「心ぼかぼか運動」の実施
- ・ 人権教育と連携した「しあわせ集会」の実施

#### オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・ 学級活動による指導(各学年)
- ・ 保護者との学習会の実施(5学年)

#### カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・ いじめに関するアンケート調査の集計
- ・ 生活当番による生活目標の設定

- ・教職員による巡回
- ・いじめ問題への取組チェックシートによる点検

## ②いじめの早期発見

児童が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童理解を深め、信頼関係の構築に努める。

### ア 児童、保護者への学校及び関係機関の相談窓口等の周知

- ・相談機関のリーフレット配付
- ・児童指導だより、学年だよりによる呼びかけ

### イ スタンダードダイアリーの活用

- ・保護者との連絡

### ウ 児童への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・いじめに関するアンケート調査（５月・１０月）
- ・教育相談の実施（５月・１２月）
- ・家庭訪問（５月）

### エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・教職員での回覧
- ・児童指導主任から教職員への定期的な情報交換

### オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・毎月の職員会議後、各学年で副校長が考えた事例研究（迅速で誠実な組織的な対応）を短時間で実施する。
- ・現職教育で実施する

## ③いじめの対処

事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

### ○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

#### ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認

※被害者、加害者、関係児童生徒から事情を聴くなどして正確に事実関係を把握する。

#### イ いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と、いじめを行った児童に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

#### ウ いじめの解決に向けた、保護者や市、関係機関・団体等との連携

#### エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報

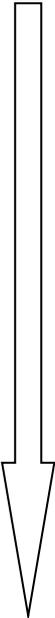
### 3 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより等を活用するなどして周知を図り、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ対策委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなどして、取組内容や取組方法の改善に取り組む。

国本中央小学校 いじめ対策 グランドデザイン

未然防止のための対策

- 情報の把握
- 1 児童からの訴え
    - ・教育相談の実施
    - ・アンケートによる情報集約
  - 2 学級の状況の客観的理解
    - ・QUTテストの分析
    - ・教師の組織的見とり
  - 3 家庭・関係機関との連携
    - ・家庭訪問、個人懇談の実施
    - ・ネット、SNS情報共有
  - 4 関連機関との情報交換

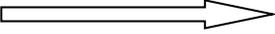


- 心の教育の推進
- 1 道徳教育の推進
    - ・「思いやり」の指導の重視
    - ・道徳授業参観の実施
  - 2 学級活動
    - ・仲間づくり活動の活用
    - ・話し合い活動の充実
  - 3 体験学習
    - ・芸術、生産活動等の体験充実
  - 4 いじめ根絶運動の展開
    - ・児童会活動、小中連携

いじめ事案発生時の対応

- 1 関係者での情報集積・検討      校長・副校長・児童指導主任・担任      で事案検討

いじめ事案認定



教育委員会いきいきG

- 2 いじめ等対策委員会の立ち上げ      校長   副校長   教務主任   養護教諭   児童指導主任  
 当該児童学級担任・学年主任  
 SC（富田麻美）    SCM（堀江美影）

- 3 事案の詳細確認      ①被害児童   ②加害児童   ③学級・グループ等児童からの聞き取り  
 ④その他・・・アンケート、日記記録、メール、ライン等の記録

- 4-1 被害児童保護
  - ① 保護者連絡
  - ② 身体的被害の治療（医療機関等）
  - ③ 精神的治療の対応（カウンセラー）
  - ④ 事後継続支援体制の構築

- 4-2 加害児童対応
  - ① 保護者連絡
  - ② 被害児童への謝罪
  - ③ 指導方針の決定（処分決定）背景を考慮
  - ④ 事後の経過観察

- 4-3 全体指導・関係児童への指導

- 4-4 事案検証・再発防止策の構築

※ 諸記録の作成（対応当事者）      委員会報告（学校長）      マスコミ対応（副校長）